

(平成21年4月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認熊本地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 7 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 7 月から 50 年 3 月まで

昭和 46 年 4 月、A 市に転入し、夫が、夫と私の国民年金の加入手続を町内の商店で行い、私が、夫と私の二人分の国民年金保険料を当該商店に持参して納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A 市の国民年金被保険者名簿によれば、申立人及びその夫は、昭和 46 年 4 月に A 市に転入したときに遅滞なく国民年金の加入手続を行っていることが確認できるとともに、申立期間前後の国民年金保険料は納付済みとなっている上、申立人については収納年月日の記録のある平成 5 年 4 月から 13 年 5 月までの 8 年 2 か月の期間、また、申立人の夫については同記録のある 9 年 4 月から 12 年 1 月までの 2 年 10 か月の期間、各月とも当該月内あるいは遅くとも納期限までに国民年金保険料を納付しており、申立人夫婦の国民年金保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間 33 か月のうち、30 か月については、申立人が居住していた地区の国民年金委員は申立人が記憶している者と姓が一致することが A 市の資料により確認でき、申立人の主張に不自然さは見られない。

さらに、申立人夫婦は国民年金に加入した直後の昭和 46 年 5 月ごろから申立期間を含む平成 5 年ごろまで（申立人の夫は昭和 51 年 6 月まで）店を経営しており、生活状況に大きな変化は無かったとしていることから、国民年金保険料の納付が困難であったとは考え難く、申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 7 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 7 月から 50 年 3 月まで

昭和 46 年 4 月、A 市に転入し、私が、妻と私の国民年金の加入手続を町内の商店で行い、妻が、妻と私の二人分の国民年金保険料を当該商店に持参して納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A 市の国民年金被保険者名簿によれば、申立人及びその妻は、昭和 46 年 4 月に A 市に転入したときに遅滞なく国民年金の加入手続を行っていることが確認できるとともに、申立期間前後の国民年金保険料は納付済みとなっている上、申立人については収納年月日の記録のある平成 9 年 4 月から 12 年 1 月までの 2 年 10 か月の期間、また、申立人の妻については同記録のある 5 年 4 月から 13 年 5 月までの 8 年 2 か月の期間、各月とも当該月内あるいは遅くとも納期限までに国民年金保険料を納付しており、申立人夫婦の国民年金保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間 33 か月のうち、30 か月については、申立人が居住していた地区の国民年金委員は申立人が記憶していた者と姓が一致することが A 市の資料により確認でき、申立人の主張に不自然さは見られない。

さらに、申立人夫婦は国民年金に加入した直後の昭和 46 年 5 月ごろから申立期間を含む平成 5 年ごろまで（申立人は昭和 51 年 6 月まで）店を経営しており、生活状況に大きな変化は無かったとしていることから、国民年金保険料の納付が困難であったとは考え難く、申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年10月から40年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年10月から40年5月まで

申立期間の国民年金保険料については、夫が夫婦二人分をまとめて納付したのに、夫の年金記録は納付済みとされ、私の記録は未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している上、厚生年金保険と国民年金との切替手続を適切に行っており、申立人の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとする昭和54年当時、申立人は、厚生年金保険の被保険者であったため、申立人が居住していたA市で国民年金に加入していなかったにもかかわらず、申立人の国民年金被保険者台帳は、以前住んでいたB町を管轄するC社会保険事務所からA市を管轄するD社会保険事務所に移管されていることから、申立人が申立期間の保険料を納付するための何らかの手続を行ったことが推認できる。

さらに、申立期間について、申立人と一緒に納付したとする申立人の夫は納付済みとなっているとともに、申立人及びその夫の昭和54年ごろの厚生年金保険標準報酬月額からすると、申立期間に係る夫婦二人分の国民年金保険料を一括で納付できる資力はあったと考えられることから、申立期間の保険料と一緒にまとめて納付したとする申立人の夫の主張に不自然な点は見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 4 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月から 39 年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料については、当初は国民年金の加入手続の遅延で未納であったが、後日、夫が加入手続を行い、申立期間の保険料を集金人に現金で一括納付して領収書もらった。その後、その領収書を紛失したが、申立期間を国民年金保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 12 か月と比較的短期間であり、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付していることから、申立人の国民年金保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 39 年 1 月ごろに払い出されていることから、申立期間は集金人に現年度納付できる期間である上、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の夫は、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況を具体的かつ詳細に記憶していることから、申立内容に不自然な点は見られない。

さらに、申立人は、申立期間の前後において、申立人の生活状況に大きな変化は無かったとしていることから、申立期間の国民年金保険料の納付が困難であったとは考え難く、申立期間のみが未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 4 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、追納していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月から 42 年 3 月まで

昭和 39 年 4 月から 42 年 3 月までの期間は、当初国民年金保険料の納付を免除されていたが、49 年 2 月に夫と一緒に追納した。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人は国民年金制度に対する関心が高く、かつ、国民年金保険料の納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立人の夫は、申立期間に相当する自身の免除期間について追納している上、申立人及び申立人の夫は昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月までの期間について同一日に追納しており、申立期間のみが未納とされていることは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間の追納保険料を納めるきっかけについて、申立人が勤めはじめたため納付したと主張しており、申立人の主張には不自然な点は見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を追納していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年2月1日から30年1月1日まで

社会保険事務所の記録では、脱退手当金を支給したとの記録になっているが、私は脱退手当金の受給手続きを行っていない。また、会社から脱退手当金の説明は受けておらず、退職後に会社と連絡を取ったこともなく、脱退手当金は受給していないので脱退手当金を受給していないと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から1年5か月経過後の昭和31年5月25日に支給決定されたこととなり、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿、厚生年金保険被保険者台帳索引票及び厚生年金保険被保険者台帳の氏名変更の処理はなされておらず旧姓のままであり、社会保険庁の記録から申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和30年1月27日に婚姻し改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成2年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年1月31日から同年2月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社の資格喪失日が平成2年1月31日となっているとの回答をもらった。同社には、同年1月31日まで勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主の回答及び雇用保険の加入記録から、申立人は平成2年1月31日まで継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人が提出したA社に係る給与手取額及び基本給を申立人が記載したメモによると、平成元年12月までの給与手取額と支給総額との差額及び2年1月分の同差額がおおむね一致することから、申立期間においても、引き続き厚生年金保険料が控除されていたものと推認される。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る平成元年12月の社会保険庁の記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を平成2年2月1

日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年1月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後、納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 1 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 1 月から 58 年 3 月まで

申立期間のうち、昭和 51 年 1 月から 57 年 4 月までは実家に住んでおり、国民年金保険料は、区長が集金に来ていたので、同居の母が集金人に自分たち夫婦の分を納付していた。

また、昭和 57 年 5 月に母と別居してからは、妻が役場で夫婦二人分の保険料を納付していた。

申立期間が、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号は、夫婦連番で昭和 58 年 5 月ごろに払い出されていたことが推認され、その時点では、申立期間の大部分は時効により納付できない期間であるとともに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない上、申立期間については、申立人と一緒に納付していたとするその妻の国民年金保険料も同様に未納となっている。

また、申立人は、昭和 51 年 1 月から 57 年 4 月までの国民年金保険料については、申立人の母親が自身の保険料と一緒に申立人夫婦の保険料を集金人に納付したと主張しているが、納付に関する申立人の母親の記憶は曖昧であるとともに、当該期間の一部は申立人の母親の保険料も未納となっている。

さらに、申立期間の残りの期間である昭和 57 年 5 月から 58 年 3 月までの期間に係る国民年金保険料については、申立人の妻が役場で納付したと主張しているが、納付に関する申立人の妻の記憶は曖昧であり、保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立人の母親及びその妻が申立期間の国民年金保険料を納付して

いたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 1 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 1 月から 58 年 3 月まで

申立期間のうち、昭和 51 年 1 月から 57 年 4 月までは夫の実家に住んでおり、国民年金保険料は、区長が集金に来ていたので、同居の義母が集金人に自分たち夫婦の分を納付していた。

また、昭和 57 年 5 月に義母と別居してからは、私が役場で夫婦二人分の保険料を納付していた。

申立期間が、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は、夫婦連番で昭和 58 年 5 月ごろに払い出されていたことが推認され、その時点では、申立期間の大部分は時効により納付できない期間であるとともに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない上、申立期間については、申立人と一緒に納付していたとするその夫の国民年金保険料も同様に未納となっている。

また、申立人は、昭和 51 年 1 月から 57 年 4 月までの国民年金保険料については、申立人の義母が自身の保険料と一緒に申立人夫婦の保険料を集金人に納付したと主張しているが、納付に関する申立人の義母の記憶は曖昧であるとともに、当該期間の一部は申立人の義母の保険料も未納となっている。

さらに、申立期間の残りの期間である昭和 57 年 5 月から 58 年 3 月までの期間に係る保険料については、申立人が役場で納付したと主張しているが、納付に関する申立人の記憶は曖昧であり、保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立人及び申立人の義母が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を

納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料は、毎月、集金に来ていた A 市の職員に納付していた。

年金記録では申立期間は申請免除とされているが、当時、国民年金保険料を納付できないほど困った生活はしておらず、保険料の免除申請を行ったことはない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

また、申立人の夫の年金記録についても申立期間は申請免除となっている上、その後の期間も当初免除期間であったことが確認でき、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。